

令和8年度（債務）委託第19号 館山寺浄化センター余剰汚泥運搬業務仕様書

- 1 本業務は、館山寺浄化センターから発生する余剰汚泥（濃縮汚泥）をバキューム車等の汚泥吸引車で回収（吸引）し、中部浄化センター内の所定場所へ運搬し、投入するものである。

| 施設名 | 運搬予定数量 | 濃縮汚泥濃度 | 運搬距離（片道） |
|-----------|----------------------|---------------|----------|
| 館山寺浄化センター | 5,400 m ³ | 約 4.0%～約 1.7% | 約 22km |

- 2 業務期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 3 余剰汚泥の吸引運搬作業は、原則として午前8時30分から午後5時までの間に館山寺浄化センターでの作業を完了するものとする。

- 4 余剰汚泥の運搬は、容量10 m³程度の車両を使用し、1で示した濃縮汚泥濃度の汚泥を吸引・吐出しができること。

また、車両は作業中に近隣住民から臭気、騒音等の苦情が起こらない車両を使用し、委託者から運搬車両の臭気・騒音等の改善を求められた際は、車両の入替え等直ちに対策を行うこと。

- 5 余剰汚泥の搬出日は、委託者の指示による。1日あたりの運搬予定量（m³/日）は次のとおりとする。

但し、館山寺浄化センターの設備故障及び点検等緊急時には、運搬量を増し対応する為、最大約40 m³/日の運搬が可能なこと。（必要に応じて、車両を2車で対応する場合がある。）

又、令和8年7月上旬～令和9年1月下旬の期間は約1.7%の濃縮汚泥となるため、1日約23 m³程度（週6日）の運搬が可能なこと。

| 施設名 | 通常時（m ³ /日） | 令和8年7月上旬～令和9年1月下旬の期間（m ³ /日） | 停止・緊急時（m ³ /日） |
|-----------|------------------------|---|---------------------------|
| 館山寺浄化センター | 約10～20 | 約20～30 | 約20～40 |

- 6 回収方法

・館山寺浄化センター フランジをつなぎあわせて吸引

- 7 投入方法（中部浄化センター）

着手前までに、ホース・接続フランジの径（中部浄化センター100A館山寺浄化センター75A）等の確認を行うこと。

・館山寺浄化センターの汚泥 フランジをつなぎ合わせて濃縮槽へ投入（指定の場所）
但し、直接ホースにてマンホール等へ投入するよう指示する場合がある。

- 8 ホース等の確保

館山寺浄化センターのホース、接続フランジを受託者の負担にて確保する。

・吸引用ホース（館山寺浄化センター用5 m程度）
・投入用ホース（中部浄化センター用5～7 m程度 3箇所 マンホール投入時用も含む）

- 9 余剰汚泥の回収（吸引）及び搬出にあたっては、館山寺浄化センター現場係員（以下「現場係員」という。）の立会のもと、産業廃棄物管理票（収集運搬のみ委託）に搬出量等を記入し、

現場係員の署名を受けるものとする。

- 1 0 汚泥を館山寺浄化センターにて吸引する際及び中部浄化センター内の所定箇所への投入に際し、施設の損傷、処理工程へのトラブル等に十分注意し、日常業務に支障とならないよう作業するものとする。
- 1 1 本業務を遂行するにあたっては、作業安全、交通安全等に十分注意すること。
- 1 2 廃棄物の運搬に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守すること。
- 1 3 支払金額について
契約単価に運搬量を乗じた金額を月ごとに支払う。
- 1 4 本業務を遂行するにあたって生じた疑義については、市担当者と十分協議のうえ決定するものとする。
- 1 5 提出書類
 - (1) 産業廃棄物運搬車両一覧表（着手時及び変更のつど）
 - (2) 施設からの処分場までの経路図（着手時及び変更のつど）
 - (3) 産業廃棄物管理票（収集運搬のみ委託）（運搬のつど）
※市から提供する収集運搬専用の管理票
 - (4) 業務完了報告書（請求のつど、月単位）

特約条項第6条第1項を補足する。

(適正処理に必要な情報の提供)

(1) 産業廃棄物の発生工程

水処理で発生した余剰汚泥を遠心濃縮させたもの又は重力濃縮させたもの

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

含水率約96.0%の汚泥 又は約98.3%の汚泥

(3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

腐敗による悪臭発生

(4) 混合等により生ずる支障

なし

(5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

該当なし

(6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

該当なし

(7) 委託者が特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

なし

(8) その他取扱いの注意事項

なし

特約条項第7条を次のとおり読み替える。

(委託業務完了報告)

受託者は委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を提出するとともに、それぞれの運搬区間に応じた産業廃棄物管理票（収集運搬のみ委託）を作成し、委託者に提出する。